

有効に
活用

スクールソーシャルワーカー



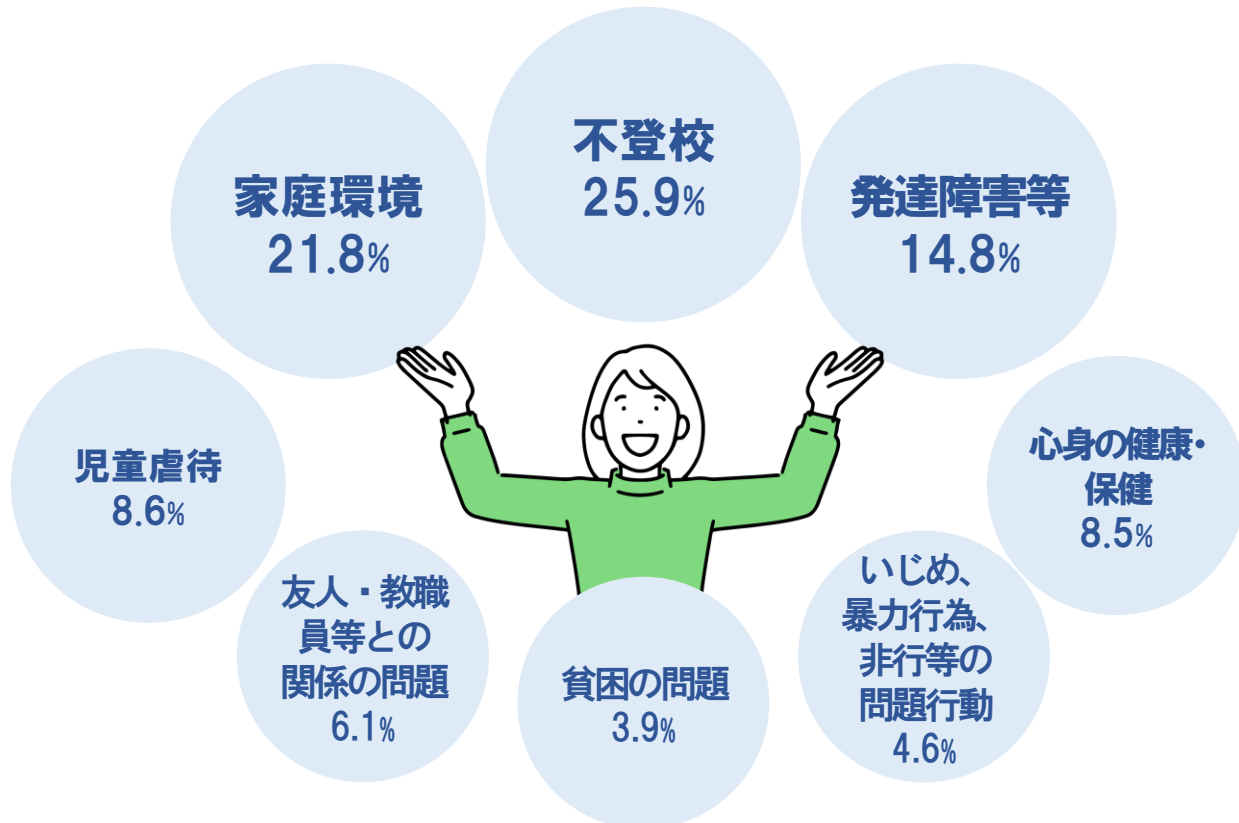
スクールソーシャルワーカーとは

「つながりの専門家」
児童生徒のニーズを保護者、教職員と共有し、
関係機関との調整・仲介・連携を中心に担う

～ スクールソーシャルワーカーの職務内容 ～

- 1 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- 2 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- 3 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 4 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 5 教職員等への研修活動

1 スクールソーシャルワーカーが支援する相談内容



「家庭環境」「児童虐待」に関する相談割合が高い

(スクールカウンセラーとの比較)

文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ&A(令和4年2月)」より 令和2年度の支援件数(割合)

2 どのようなときに活用できるのか(主な例)

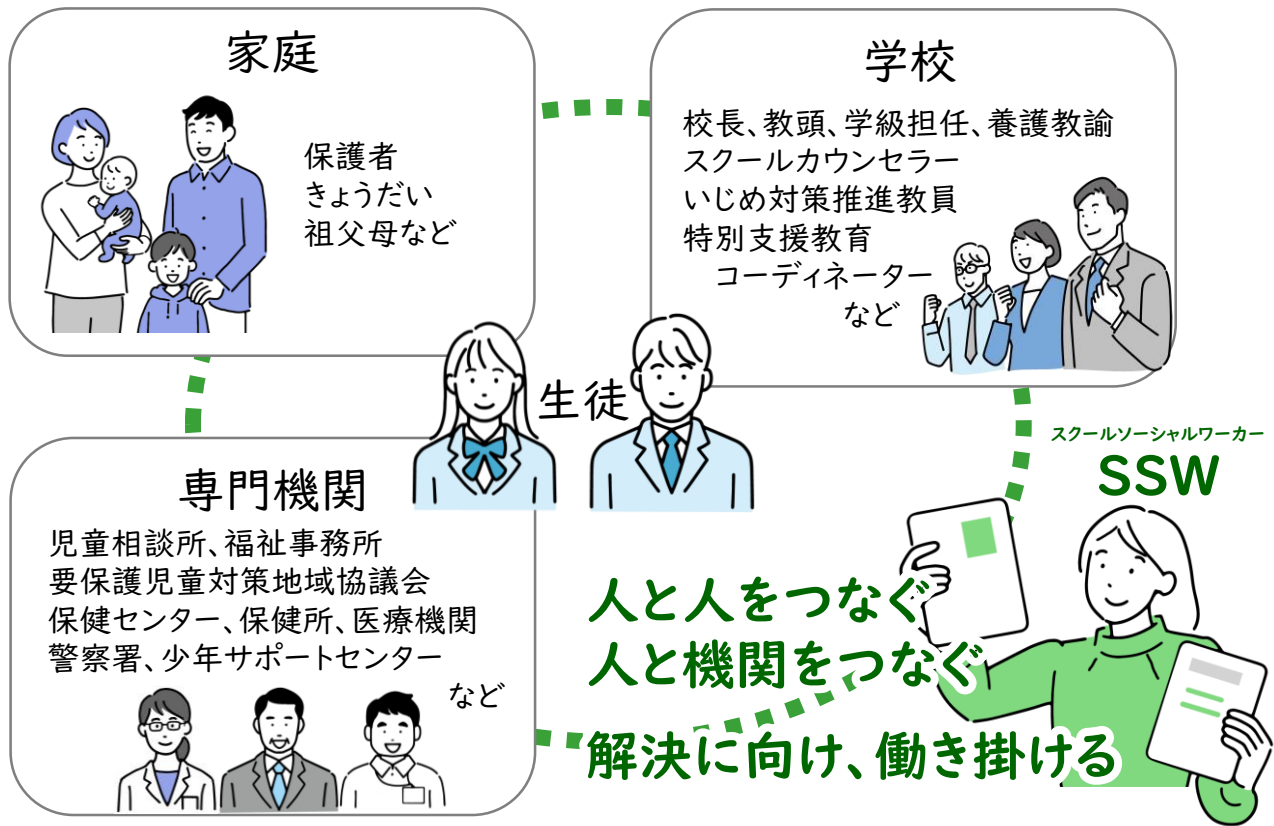
キーワードは

「対応が困難な事案」「校外機関につなげる」「家庭への支援」

1. 校内ケース会議や定期教育相談会等であげられた「気になる子ども」について、今後の対応方針などについての助言がほしいときや、学級担任や校内担当者が継続的に取り組んでいるが、家庭問題など学校だけでは見えにくい背景について相談したいとき。
2. 児童生徒の置かれている環境整備や、公的支援の活用などのため、校外機関とつなげたいとき。(スクールソーシャルワーカーが児童生徒・保護者などと校外機関のつなぎ役になり、問題解決のための新しい体制をつくることができます。)
3. 学校内で該当児童生徒については特に問題を感じていないが、保護者の様々な負担を軽減し、家庭での家族関係の調整が必要な事案や、保護者自身が第三者に話を聴いてもらいたいという意思があるとき。(家族支援が子どもの自立を促進します)



3 スクールソーシャルワーカーの業務(イメージ図)



4 スクールカウンセラーとの違い

スクールソーシャルワーカー
SSW

つながりの専門家

社会福祉の専門的な知識を活用して、
環境に働き掛ける資格者

(主な資格) 社会福祉士、精神保健福祉士 等

スクールカウンセラー
SC

こころの専門家

心理の専門的な知識を有する資格者

(主な資格) 公認心理師、臨床心理士 等

- (1) 関係機関とのつながり
- ・ケース会議(支援方法の検討会)への参加
 - ・経済的なサポートに対する助言
 - ・各種申請への助言
 - ・福祉サービスの紹介
 - ・医療機関への同行
 - ・児童生徒や保護者と面談
- (2) 保護者との面談をとおして、児童生徒の課題が解決できるようなプランの提示

- (1) 児童生徒に対するカウンセリング、アセスメント(見立て)
- (2) 保護者とのカウンセリング、子どもへのかかわり方に対する助言
- (3) 専門的な知見から教職員に助言
- ・各種部会への参加、情報共有
 - ・ケース会議への参加
 - ・校内研修の講師
 - ・児童生徒へのかかわり方に関する相談

5 活用事例

【事例1】対人不安から不登校になった生徒

対人関係に悩んでいたAさん(高1男子)は、他者と会うことを怖がるようになり、不登校になった。

スクールソーシャルワーカーは家庭訪問でAさん、保護者と面談し、Aさんと同じように悩んでいる人はたくさんいて、医療機関に受診することで状態が改善できることを説明した。

Aさんは医療機関への通院とスクールカウンセラーとの面接を継続することで、徐々に登校できるようになった。



【事例2】介護や家事に負担を感じていた生徒



Bさん(高2女子)は、父親の介護や家事を懸命に行っており、学校生活に集中できなかった。

スクールソーシャルワーカーは、Bさん・ご家族と面談して、それぞれの困り感を聞き取った。その後、学校や市町村のケアマネージャーとケース会議を実施し、Bさんへの支援方法を検討した。

多くの支援者が関わったことにより、Bさんは精神的に楽になり、以前より学校生活に集中できるようになった。

【事例3】希死念慮があり医療機関との連携が必要な生徒

希死念慮のあるCさん(高3女子)とのカウンセリングで、スクールカウンセラーは、医療機関との連携が必要と見立てた。

スクールソーシャルワーカーは、Cさんと保護者の了承を得て、医療受診に同行し、学校での支援に関する助言を主治医から聞いた。その後、校内のケース会議に参加し、教職員と具体策を検討した。

Cさんは保護者、教職員、スクールカウンセラーからの支援を得ながら通院を続け、こころの健康回復と卒業を目指している。



6 派遣を依頼するには

校長・副校長・教頭を通じて、所定の手続きにて県教育庁生徒指導課に派遣を申請ください。

- 派遣までに時間を要する場合があるため、早めの申請をお願いします。
- 提出された派遣申請書等から、スクールソーシャルワーカーを有効に活用できる事案であるかを総合的に判断し、派遣の有無を決定します。
- スクールソーシャルワーカーの対応時間は9:30~17:00を基本としていますが、定時制夜間部など状況に応じて調整できます。

いじめ見逃しゼロ県民運動

新潟県いじめ対策ポータル

LINE公式アカウント



新潟県教育委員会

高等学校スクールソーシャルワーカー 教職員向けリーフレット(令和4年8月)

このリーフレットは、文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」「SSWガイドライン(試案)」、新潟県教育委員会「新潟県いじめ対応総合マニュアル」を参考に作成しました。